

長期パス規約の変更について

長期パス規約に変更がありますのでお知らせさせていただきます。

打消し線部が削除項目となり**新たな変更は赤字にて表記**してあります。

(その他部分に変更はありません。)

なお、新規約の適用は2017年12月1日以降の購入分からとなります。

定義

長期パスとは、一定の期間、営業時間中に時間制限なく施設が利用できるパスのことを言います。

種類

種類は、「~~1ヵ月パス~~」→「**30日パス**」、「半年パス」、「1年パス」の3種類があります。さらに、それぞれに全店共通で利用できる共通パスがあります。また、**共通パスは、購入店舗を母店とします。**

期間

有効期間を下記の日数で算出します。

「~~1ヵ月パス~~」: 30日、~~「半年パス」~~: 182日、~~「1年パス」~~: 365日

パス開始日は、原則購入日となり、~~購入日の翌日以降を開始日にするにはできません。ただし、既に長期パスを保有していて、その有効期限日の翌日を開始日とする継続購入に限り、購入日の翌日以降を開始日とすることができます。また、長期パスを継続するために、開始日を遡って設定することができます。~~



有効期間

有効期間を下記の日数で算出します。

「**30日パス**」: 30日

「**半年パス**」: 6ヶ月間 (開始日の月に6を足した月、日にちは1引いた日)

「**1年パス**」: 12ヶ月間 (開始日の月に12を足した月、日にちは1引いた日)

パス開始日は、原則購入日となり、~~購入日の翌日以降を開始日にするにはできません。ただし、既に長期パスを保有していて、その有効期限日の翌日を開始日とする継続購入に限り、購入することができます。ただし30日パスは、開始日の29日前より継続購入することができます。また、長期パスを継続するために、開始日を遡って設定することができます。~~

料金

料金表の通りとなります。

利用制限

講習、メンテナンス、イベント、撮影等の理由で、施設の一部が利用できない場合があります。

臨時休業

1日以上臨時休業を行う場合、その日数分が延長されます。但し、経営が困難になると判断した自然災害等による休業は、~~延長対象外となります。~~

共通パスの場合は、~~下記の計算式で延長日数を算出します。~~

$$\frac{\text{臨時休業日数} \times \text{臨時休業店舗数}}{\text{総店舗数}} = \text{延長日数 (小数点第一項四捨五入)}$$

なお、~~臨時休業による返金対応は行いません。~~

↓

臨時休業

30日パス：1日以上営業日を臨時休業した場合、その分を延長します。(営業日30日間を保証)
半年、1年パス：母店で7連続営業日以上を臨時休業した場合、7日目以降分を延長します。

延長方法

単独店舗パス：その店舗の延長対象日分を延長します。

共通パス：母店の延長対象日分を延長します。母店以外の臨時休業は延長対象になりません。

継続購入にて、母店や、有効店舗が異なるパスを保有していた場合の延長は、その時の母店や、有効店舗がどうであれ、延長対象日分を最後尾のパスの母店や、有効店舗で最後尾に延長します。

なお、臨時休業による返金対応は行いません。

途中退会、休止

ケガ、病気、転勤等いかなる理由があってもお客様都合での返金や休止はできません。但し、休止特例に定める条件に当てはまる場合、休止ができます。

休止特例

半年パス・1年パスで、下記の条件に当てはまる場合休止ができます。

・ケガ、病気で1ヵ月以上クライミングを中止せざるおえない場合

条件：1ヵ月以上クライミングを中止するよう記載がある医者[※]の公式な文書の提出

休止期間：医者[※]の文書に記載されている具体的な数字の期間で最大24ヵ月間まで

休止開始日：文書記載の中止開始日 または、それ以降の最終利用日の翌日

・妊娠が判明した場合

条件：母子手帳の提示

休止期間：最大12ヵ月

休止開始日：母子手帳交付日 または、それ以降の最終利用日の翌日

休止期間の数え方：1ヵ月単位

有効期限日の数え方：休止期間の月数分を休止前の有効期限日にその月数分を足す

例：2015年2/8～2016年2/7の1年パスで2015年3/5から8ヵ月休止する場合

有効期間：2015年2/8～2015年3/4

休止期間：2015年3/5～2015年11/4

有効期間：2015年11/5～2016年10/7

休止期間の変更：休止期間が1ヵ月を下回らない範囲で、短縮変更のみ1回限りでき、変更時の数え方は、日数単位で算出

例：有効期間：2015年2/8～2015年3/4

休止期間：2015年3/5～2015年11/4

有効期間：2015年11/5～2016年10/7

上記休止期間を2015年3/5～2015年10/15へ20日間短縮する場合

変更後

有効期限：2015年2/8～2015年3/4

休止期間：2015年3/5～2015年10/15

有効期限：2015年10/16～2016年9/18

休止期間中は、臨時休業分の延長はされません。

規約改定

規約が改定となる場合は、WEB上、又は施設内掲示にて告知するものとし、改定が行われることを予めご了承ください。

附則

本規約は、2017年12月1日より施行いたします。